令和5年度　荒川下流河川事務所　岩淵出張所管内　除草日程（2回目）

※天候等によって、予定の変更が生じる場合があります。
※障害物（杭、看板等）周りについては、先行して実施します。

養生区間
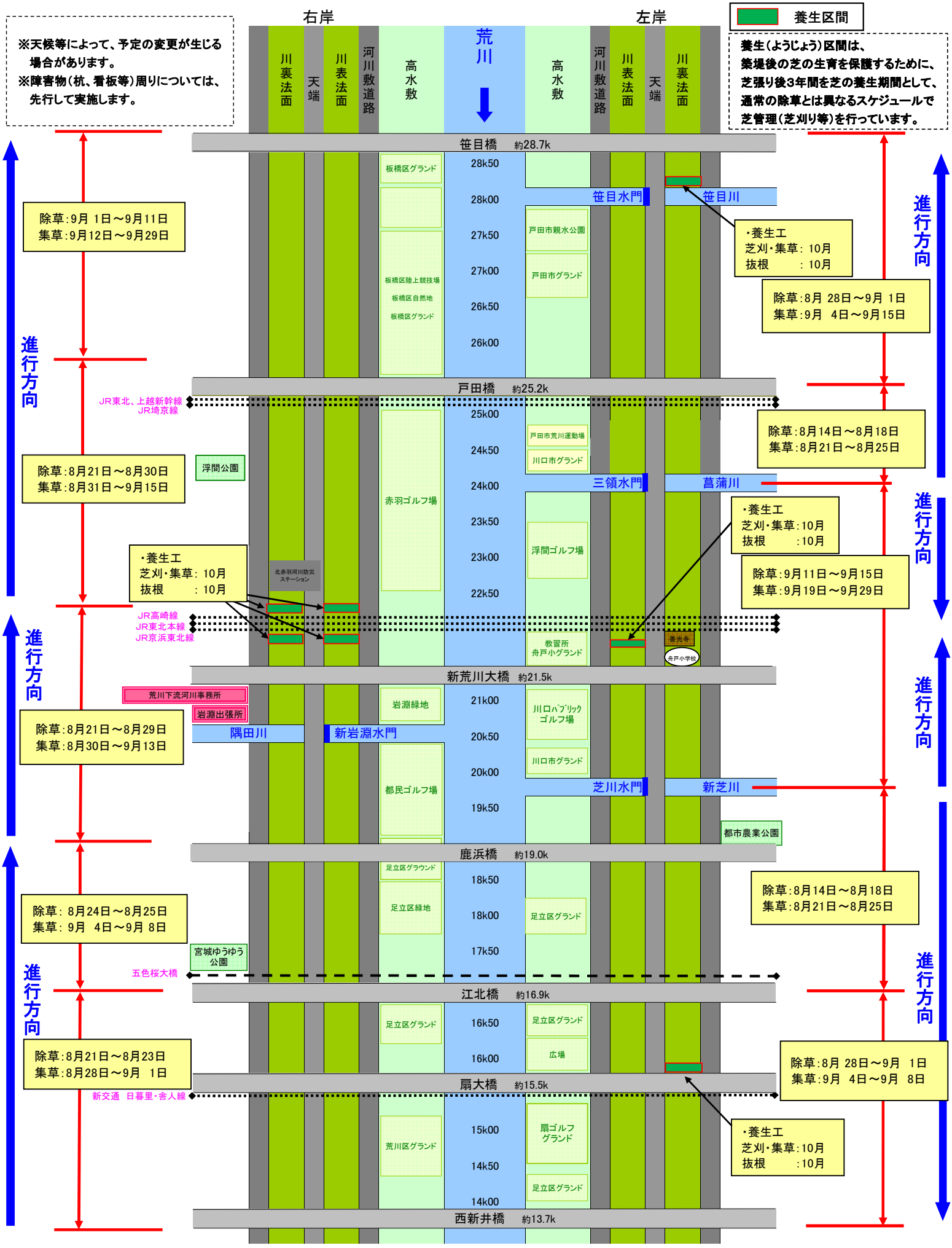
養生（ようじょう）区間は、築堤後の芝の生育を保護するために、芝張り後3年間を芝の養生期間として、通常の除草とは異なるスケジュールで芝管理（芝刈り等）を行っています。